

各 { 都道府県知事 } 殿  
      { 市町村長 }

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

### 市町村及び児童相談所における虐待相談対応について

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府においては、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）を設置し、合同電話相談窓口を開設して「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応するとともに、警察相談専用電話、消費者ホットラインなど関係省庁に係る全国の既存の各相談窓口においても、相互に連携して集中的に対応することとしているところです。

9月30日に開催された関係省庁連絡会議において、各種相談に応じる際、その内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないことについて、関係各省庁による申し合わせ（別添1参照）がなされましたので、貴職におかれては本件ご了知頂くとともに、遺漏なく対応頂きますようお願いいたします。

また、虐待対応にあたっては、これまでも児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の法令の規定や子ども虐待対応の手引き等に基づき適切に対応頂いていると承知しておりますが、虐待対応の考え方につきまして、下記のとおりお示ししますので、法務局、学校等の関係機関とも連携しつつ、遺漏なく対応頂きますようお願いいたします。

なお、今回の関係省庁連絡会議での取りまとめを踏まえ、法務省からは、各法務局・地方法務局に対し、別添2のとおり、「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について（依命通知）」（令和4年10月6日法務省権調第71号法務省人権擁護局調査救済課長及び人権啓発課長通知）が発出され、文部科学省からは、各都道府県教育委員会教育長等に対し、別添3のとおり、「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒の教育相談の取組について（通知）」（令和4年10月6日4初児生第20号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が発出されましたので、あわせてご了知頂きますようお願いいたします。

## 記

### 1. 基本的考え方

児童虐待防止法第2条各号に該当する行為を保護者が行った場合には、宗教の信仰等保護者の意図にかかわらず児童虐待に該当しうるものであること。

### 2. 具体例

児童虐待の定義の具体的内容については、子ども虐待対応の手引き第1章の1(2)子ども虐待の定義においてお示しているところであるが、保護者の宗教の信仰といったことを理由とするものであっても、例えば、

- ①身体的暴行を加える
- ②適切な食事を与えない
- ③重大な病気になっても適切に医療を受けさせない
- ④言葉による脅迫、子どもの心・自尊心を傷つけるような言動を繰り返し行う

といったことは、児童虐待に該当しうるものであること。

### 3. その他

個別の事例に関して、児童虐待であるかどうかの判断は、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断されたいこと。また、その際には、保護者の信仰に関連することのみをもって消極的な対応を取らず、また、子どもの側に立って判断すべきであること。

## 1) 金銭的トラブルに関する相談対応の強化

- 相談集中強化期間中の相談内容は、**金銭的トラブルが多数**。
- 紹介先の窓口として、「法テラス」が大多数を占めたほか、「消費者ホットライン」や「警察」も一定数あった。
  - ⇒ **法的に複雑な問題を含むものが多く、法律の専門家による助力が不可欠。**
  - ⇒ **消費者行政の一層の推進**  
**警察による適切な関与** も必要。

- これらを踏まえ、
  - **総合法律支援体制の充実・強化**
  - **日本弁護士連合会との連携強化**
  - **適切な消費生活相談対応**
  - **適切な警察相談対応・違法行為の取締り**  
等を一層推進する。

## 3) その他の全般的対策

- 霊感商法等に関する**消費者教育の取組強化**による被害の未然防止（手口や対処法に関する各種教材の充実等）。
- **現行法を活用**した国民向けの分かりやすい**法的整理（Q&A）**を発信・周知する。
- これを含めた相談のノウハウ等に関して**各種研修を充実**させる。
- 関係省庁間で「相談内容が宗教に関わることのみを理由として**消極的な対応をしないこと**」等を**確認（申合せ）**。
- 申合せをも踏まえ、関係省庁において**必要な通知文書**を发出する。
- 相談集中強化期間を延長し、**合同電話相談を継続**する。

## 2) 精神的な支援等の充実、こどもの救済

- 相談集中強化期間中の相談内容等には、**信者の家族や2世信者**について、**親族間の問題、心の悩みや生活困窮**を訴えるものも一定数存在。
- 紹介先の窓口として、「よりそいホットライン」や「生活困窮者自立支援機関」もあり。

- ⇒ **孤独・孤立、心の問題や生活困窮**に関する支援
- ⇒ **学校生活**を含む、**こども**に対する支援 **が必要**。

- これらを踏まえ、
  - **孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実**
  - **精神保健福祉センター**による**精神科医療機関の紹介対応**の推進
  - **生活困窮者への自立支援**の推進
  - とともに、「こども」の心理的・福祉的支援の観点から、
    - **スクールソーシャルワーカー**による関係機関との**連携・支援**や**スクールカウンセラー**による**心のケア**の推進
    - 市町村及び児童相談所における**虐待対応**の周知
    - **こどもの人権擁護活動**の強化  
等を強力に推進する。

法務省権調第71号  
令和4年10月6日

法務局人権擁護部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長  
法務省人権擁護局人権啓発課長  
( 公 印 省 略 )

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について（依命通知）

本年9月30日に開催された標記会議において、相談の趣旨を的確に把握してその解決に資する案内をするよう努めること及び相談内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないことが改めて確認され、さらに、別添1のとおり、今後の取組として、こどもの心理的・福祉的支援の観点から、「こどもの人権擁護活動の強化」が盛り込まれました。

については、各法務局・地方法務局においては、下記のとおり、宗教との関わりに起因する被害の救済を求める者に対して的確な対応をするとともに、自らは声を上げにくいこどもの心理的・福祉的支援の観点から、こどもの人権擁護を図るよう、関係機関との連携及び情報共有を密に行い、適切に対応するよう配意願います。

#### 記

##### 1 人権相談の対応

相談内容が宗教に関係するものであっても、人権相談対応指針【総論】（第1版）（本年3月10日付け法務省権調第19号当局調査救済課長依命通知）に基づき、相談の趣旨を的確に把握して、当該事案の解決にとって最もふさわしい措置を採る。

また、相談対応に当たっては、本年9月30日付け標記会議における資料「お悩みの解決のヒントとなるQ&A」（別添2）を活用する。

##### 2 こどもの権利等に関する人権啓発活動の強化

人権教室等の人権啓発活動を推進し、その機会を積極的に活用して、こどもに対し、児童の権利に関する条約の一般原則（生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重及び差別の禁止。前掲「お

悩みの解決のヒントとなるQ&A」のQ8参照。)の周知・啓発を図るとともに、宗教との関わりに起因した潜在的な悩みについて、法務省の人権擁護機関に相談できることや学校等を通じてスクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)に相談できることを伝える。

### 3 こどもを心理的・福祉的支援につなげるための人権相談・調査救済活動の強化

「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」及びSNS(LINE)による人権相談を端緒に、宗教との関わりに起因してこどもの権利・利益が脅かされているといった相談があれば、これを的確に把握し、以下のとおり、その主訴に応じた適切な助言や学校、児童相談所、地方自治体の児童福祉部局、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター等の関係機関との連携を含む実効的な相談対応等を積極的に実施する。

- (1) こどもの心のケアを図る必要があると考えられる事案については、市区町村の教育委員会を通じて、学校の教職員とSC・SSWとが連携して、問題の把握やカウンセリング等を実施する等の組織的な支援体制やSC・SSWを活用した教育相談体制の構築に向けた働きかけを行う。
- (2) 児童虐待が疑われる事案については、平成31年3月27日付け法務省権調第27号当職ら通知等に基づき、児童相談所等の関係機関と連携を取りつつ、事案に応じた適切な措置を講じる。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合において、当該こどもが属する世帯全体の生活困窮状態を把握したときは、地方自治体の児童福祉部局とも連携した上で、生活困窮者自立相談支援機関などを、うつなどの症状を把握したときは、精神保健福祉センターを通じて精神科医療機関を紹介するなどして、当該こどもが必要な支援を受けられるようにする。

4 初 児 生 第 20 号  
令 和 4 年 10 月 6 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第  
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

清重 隆信

(公 印 省 略)

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒の  
教育相談の取組について（通知）

本年 9 月 30 日に開催された標記会議の取りまとめにおいて、別添 1 のとおり、相談内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないことや、相談の趣旨を的確に把握してその解決に資する案内をするよう努めることが関係省庁間で改めて確認されました。

また、今後の取組として、児童生徒の心理的・福祉的支援の観点から、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）による支援の推進を図ることとされました。

法務省においては、今回の取りまとめを踏まえ、別添 2 のとおり、法務局人権擁護部長・地方法務局長に対し、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について（依命通知）」（令和 4 年 10 月 6 日法務省人権擁護局調査救済課長及び同局人権啓発課長）（以下、「人権擁護局通知」という。）が通知され、また、厚生労働省においては、別添 3 のとおり、都道府県知事・市町村長に対し、「市長村及び児童相談所における虐待相談対応について」（令和 4 年 10 月 6 日厚生労働省子ども家庭局長）が通知されたところです。

これらを踏まえ、文部科学省としては、引き続き、SC 及び SSW の配置拡充を含めた教育相談体制の充実に向けた施策を講じていくこととしておりますが、貴職におかれましても、下記を踏まえた教育相談体制の充実に一層努められるようお願いいたします。

ついでには、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定

した地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して、学校の教育相談において適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

## 記

### 1 学校における教育相談

学校においては、宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めるとともに、人権擁護局通知に基づき法務省の人権擁護機関から情報提供を受けた場合も含めて児童生徒の心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、学校内の関係者が情報を共有し、SCやSSWと共にチーム学校として、教育相談に取り組むこと。

また、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

### 2 法務省の人権擁護機関による人権啓発活動との連携

人権擁護局通知においては、法務省の人権擁護機関において人権教室等児童生徒を対象とした人権啓発活動を推進することとされている。各教育委員会・学校において、学校における人権教育の一環で児童生徒の権利について取り扱う場合には、法務省の人権擁護機関による取組と適宜適切に連携を図ること。

(本件担当)

1 について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導第一係、生徒指導第二係

TEL 03-5253-4111 (内線3289)

FAX 03-6734-3735

2 について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
指導係

TEL 03-5253-4111 (内線3291)

FAX 03-6734-3735